

共同生活援助（介護サービス包括型）運営規程

ハイムさざんか

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人うしおだ（以下「法人」）が開設する「ハイムさざんか」（以下「事業所」）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」）に基づく指定共同生活援助事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」）に対し、適正な指定共同生活援助を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（サテライト型を含む）において、相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、つねに利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 主たる事業所の名称 ハイムさざんか
- 2 主たる事業所の所在地 横浜市鶴見区下末吉1-11-20
- 3 共同生活住居の名称及び所在地
共同生活住居 ユニット1『ハイムさざんか』
横浜市鶴見区下末吉1丁目11-20
共同生活住居 ユニット2『ハイムつばき』
横浜市鶴見区東寺尾1丁目29番4号
共同生活住居 ユニット3『ハイムさつき』
横浜市鶴見区生麦5丁目17-7

第2章 運営

（事業、運営、予算及び決算の決定）

第4条 本事業所の事業、運営、予算及び決算に関しては、社会福祉法人うしおだ理事会（以下「法人理事会」）の決するところとする。

（運営委員会）

第5条 本事業所内に運営委員会を設置する。運営委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 利用者の状態及び共同生活状況の把握。
- (2) 利用者間の円滑な関係の維持に関する協議。
- (3) 共同生活上必要な事項の協議。
- (4) 鶴見区をはじめとする行政、地域の保健医療及び福祉機関との連絡調整に関する協議。
- (5) 本事業所が開催する各種催しの企画及び実行。
- (6) 地域とのつながりを深める事項の協議。
- (7) 入居者及び退所者に関する協議。
- (8) その他必要事項。

(運営委員会の構成、職務)

第6条 運営委員会の構成とその職務は次の通りとする。

- 1 運営委員会は、運営委員長及び運営委員（若干名）で構成することとし、法人理事長がその委嘱を行う。
- 2 運営委員長 1名
運営委員長は法人管理者とし、会を統括する。第5条にかかげる事項であって運営委員会に諮る余裕がない場合は、法人理事長と協議のうえ必要な判断・対応にあたる。その内容については運営委員会に報告してその確認を得る。
- 3 運営委員 若干名
運営委員は運営委員会を構成し、第5条に定める事項に基づいてその職務を遂行する。

(運営委員会の開催)

第7条 運営委員会は3ヶ月に1回定期的に開催する。その招集は運営委員長が行う。なお、運営委員の過半数より開催の求めがあった場合は、運営委員長は運営委員会を開催する。

- 2 運営委員会では運営委員長が議長の任にあたる。
- 3 運営委員会は構成員の過半数の出席をもって成立とする。
- 4 運営委員会の議決は、出席委員の過半数をもって成立とする。
- 5 運営委員会は、報告書を作成し、法人に提出する。

(運営委員の任期)

第8条 運営委員の任期は2年とする。ただし再選はさまたげない。また、事情により委員を退任した場合、後任の委員の任期はその残存期間とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第9条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、業務の管理及び職員の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるため必要な指示・指導にあたる。また必要に応じて法人へ必要な報告及び提案を行う。
- 2 サービス管理責任者 2名（常勤兼務）
サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成、評価及び支援を行うとともに、他の職員に対する技術指導または助言等を行う。また必要に応じて地域の保健医療・福祉機関との連絡調整を行う。
- 3 世話人 8名（常勤兼務1名、非常勤7名）
世話人は、利用者に対して支援計画に基づいて食事の提供、日常生活上の支援、相談を行い、事業所の日常運営の諸業務にあたる。
- 4 生活支援員 2名（非常勤2名）
生活支援員は日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(職員の研修)

第10条 事業所職員の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他必要と認める外部研修

(諸記録の作成と整備)

第11条 本事業所は、この事業を行うため、業務日誌、生活援助記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

- 2 本事業所は、前項に掲げる記録、帳簿を5年間保存する。

(会計処理)

第12条 本事業所で勤務する職員は、本事業所の会計に関する処理、必要に応じて利用者の金品の預りなどを行う。

- 2 通常の会計処理は第3条に規定した個々の事業所単位で行い、予算・決算はこれを合算する。

(利用者から受領する費用の額等)

第13条 指定共同生活援助を提供したときは、利用者から市町村が定める負担上限月額の内

において利用者負担額の支払を受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受ける。

(利用料)

第14条 指定共同生活援助として提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。

- 2 前項の場合の利用料金は次の通りとする。
 - (1) 家賃 53,700 円
 - (2) 水光熱費及び消耗品費 1,000 円
共有部分の水光熱費及び消耗品費等に充て、年度ごと、ユニットごとに実費精算する。
 - (3) 修繕預り金 家賃2ヶ月分相当額
修繕預り金は、居室の補修費用に充当することとし、退所時に清算する。
 - (4) 食費 1食500円(夕食のみ)
食費は食材費及び食事提供にともなう消耗品費、外食時の費用に充て、年度ごと、ユニットごとに実費精算する。
 - (5) その他日常生活上、通常必要とされる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用の実費(町内会費等含む)。
- 3 月の中途における入所または退所にあたっては、前項を日割計算したうえで負担すべき額とする。
- 4 利用料の支払は、月毎に発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受け取る。
- 5 事業者は利用料の請求にあたり、あらかじめ、サービス内容と費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 6 事業者は、利用料の支払を受けた場合、領収書を当該利用者に交付する。

第3章 生活援助

(指定共同生活援助の内容)

第15条 共同生活援助事業の内容は、次の通りとする。

- 1 家事援助を含む日常生活への援助。
- 2 制度、福祉サービスに関する相談、援助。
- 3 利用者の地域・社会生活における諸問題の相談・援助。
- 4 療養上の援助(服薬、入院、外来通院)。
- 5 退所に関する援助。

(主たる対象者)

第16条 共同生活援助の対象者は、横浜市内に住所を有する精神障害者で、次の各号を満たす者とする。

- (1) 一定程度の自活能力がありながら、家庭環境や住宅事情などにより住宅の確保が困難であること。
- (2) 精神科医療を受けていて、身辺自立ができており、他者と協調した生活が可能である。
- (3) 原則として就労(福祉的就労を含む)している。
- 2 入所後、利用者の状態が悪化し、前項に該当しなくなった場合は、退所してもらう場合がある。
- 3 退所にあたっては、利用者及び家族、並びに利用者代理人の意向を踏まえたうえで、他の医療・介護・福祉機関と協議し、援助の継続が維持されるよう、必要な援助を行うことに努める。
- 4 本事業所は、利用者に対して、暴力行為、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を慎むよう理解を求める。

(入居定員)

第 17 条 本事業所の入居定員は 30 名とする。

- (1) 「ハイムさざんか」 10 名
 - (2) 「ハイムつばき」 10 名
 - (3) 「ハイムさつき」 10 名
- 2 前項の定員及びユニットの入居定員並びに居室の定員を遵守する。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、定員を超えて利用者を受け入れることができる。

(支援計画)

第 18 条 指定共同生活援助の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望その他置かれている環境を踏まえて、個別支援計画（以下「支援計画」）を作成する。

- 2 支援計画の作成、変更にあたっては、利用者及び家族、利用者代理人に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、支援計画に基づいて援助を提供するとともに、つねにその実施状況についての評価を行う。

(緊急時等における対応)

第 19 条 職員は緊急対応用携帯電話を持ち、つねに相談、援助に応じられる体制を整えることとする。また必要に応じて運営委員や地域住民に協力を要請する。

- 2 職員は、指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行い、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第 20 条 本事業所は利用者の安全を確保するため以下の措置を講ずる。

- 1 管理者は避難訓練を含む防災計画を作成し、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の措置を講ずる。また管理者はその内容について職員に周知を図る。
- 2 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導など適切な装置を講ずる。
- 3 非常災害に備え、定期的に地域の協力医療機関との連携を図る。
- 4 消火設備その他非常災害時に必要な設備を設置する。
- 5 定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。

(清潔保持と感染対策)

第 21 条 指定共同生活援助の提供上必要な設備、備品等の清潔を保持し、つねに衛生管理に留意する。

- 2 職員は感染症等に関する知識の習得に努め、法人が定める感染対策に基づいて対応する。

(苦情対応)

第 22 条 提供した指定共同生活援助に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けつけるための窓口の設置、担当者の配置、第三者苦情委員の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者及び家族並びに利用者代理人に対する説明を行う。

- 2 苦情を受けた場合、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、または当該職員からの質問もしくはその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告もしくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問 に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事 からの指導または助言を受けた場合には、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんに協力するものとする。

(秘密保持)

第 23 条 本事業所の職員は業務上知り得た利用者及び家族、並びに利用者代理人の秘密保持を厳守する。労働契約締結時に守秘義務に関する誓約書の提出を求める。

- 2 職員であったものが業務上知り得た利用者及び家族、並びに利用者代理人の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 24 条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずる。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(感染症対策に関する事項)

第 25 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずる。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 26 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 1 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(支援体制の確保)

第 27 条 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者、保健医療機関等との連携など適切な支援体制を確保するものとする。

(損害賠償)

第 28 条 利用者への指定共同生活援助の提供中、賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために本事業所は損害賠償責任保険に加入する。

(その他)

第 29 条 この規程に定める事項のほかに運営に関する重要事項は、管理者が法人理事長と協議のうえ定めるものとする。

附則 この規程は平成 23 年 3 月 31 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 24 年 7 月 11 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 26 年 7 月 15 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 27 年 12 月 1 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 29 年 12 月 1 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

附則 この規程は一部を改訂して令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

附則 この規定は一部を改訂して令和 4 年 4 月 1 日より施行する。